

事 務 連 絡

令和2年5月27日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁

生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡（以下「国事務連絡」という。）がありましたので送付いたします。

都における留意点等についても別添1「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務における留意点について」（令和2年3月30日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）、別添2「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月8日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）によりお示ししているところですが、緊急事態宣言解除後においても、引き続きこれらに基づいた対応をお願いいたします。

また、別添3「一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料に係る住宅扶助基準の厚生労働省協議の方法について」（令和2年4月28日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）について、国事務連絡の2の（2）により緊急事態宣言解除後においても適用可能とされましたので、引き続きご活用ください。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

電話：03-5320-4064

事務連絡
令和2年5月27日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁 } 生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡（以下「国事務連絡」という。）がありましたので送付いたします。

都における留意点等についても別添1「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務における留意点について」（令和2年3月30日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）、別添2「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月8日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）によりお示ししているところですが、緊急事態宣言解除後においても、引き続きこれらに基づいた対応をお願いいたします。

また、別添3「一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料に係る住宅扶助基準の厚生労働省協議の方法について」（令和2年4月28日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）について、国事務連絡の2の（2）により緊急事態宣言解除後においても適用可能とされましたので、引き続きご活用ください。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当
電話：03-5320-4064

事務連絡

令和 2年3月30日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁

生活保護担当課長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課長

新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務における留意点について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和2年3月11日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（以下「3月11日通知」という。）において通知したところですが、先週末には、東京都知事から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出を控える旨の外出自粛要請が出されたところです。こうした状況を踏まえ、生活保護業務の取扱いについては、当分の間、下記のような弾力的な対応をしていただくよう、各福祉事務所におかれましては、御了知の上、適切な保護の実施に努めてください。

記

1 訪問調査活動について

家庭訪問については、局長通知第12-1による年間訪問計画に基づき実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、組織的な判断により、当分の間、緊急対応等最低限度必要なものを実施することとして差し支えない。

また病院や施設（以下「施設等」という。）への訪問は、施設等からの依頼があるなど緊急を要する場合のみに限定して実施することとして差し支えない。

なお、上記理由により年間訪問計画上の家庭訪問等を中止する場合には、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、ケース記録にその旨を記載すること。

2 その他

生活保護受給者を福祉事務所に呼び出して面接することは、緊急を要する場合のみ

に限定するとともに、所内面接、事務所払い等を実施する場合についても、3月11日通知で示したとおり、対人距離を確保した上でマスク着用を心掛けるなど、感染のリスクを最小限にした上実施し、被保護者及び職員に係る新型コロナウイルス感染拡大防止に十分努めること。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当
電話03-5320-4064

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当

ア、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。

すまじし申非中、ちびさの代官職の管理を玉座の代行職務担当、りし昨日
都立福祉局スマートフォンアプリで保護課保護担当のメールアドレス（03-5320-4064）にてお問い合わせください。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。

請

ア、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。

ア、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。

ア、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。また、この点に関するお問い合わせは、東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護担当までお願いします。

事務連絡
令和2年4月8日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁 } 生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。また、標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡がありましたので送付いたします。

また、同事務連絡を受け、訪問調査等につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、御確認をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務における留意点について」（令和2年3月30日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）においても訪問調査活動等に関する対応をお示ししておりますので、合わせて御確認ください。

記

1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について

(1) 局長通知第12の1の(1)申請時等の訪問について

新規申請時等で「やむを得ず訪問を実施する必要がある場合」であっても、対象者に発熱症状がある、本人の申告等により新型コロナウイルス感染症患者と接触した経緯があるなど、訪問を行うことで感染が広がる恐れがある場合は、保護の決定等に必要な情報を電話等により聴取し、また可能な限りの必要な調査を行った上で決定し、訪問については、後日行うこととして差し支えない。この際、訪問を行うことができなかった理由等については、必ずケース記録に記載すること。

また、局長通知第12の1の(1)で「保護の開始又は変更の申請等があった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。」とされているが、申請者の健康状態等を確認の上、感染症拡大の恐れ等から1週間以内に訪問調査活動を行うことが適切でないと判断される場合は、訪問を1週間を超えた日に行うこととして差し支えない。

(2) (1)により訪問調査を行うことが困難であるが、急迫状況等から必要最小限の調査によって保護を開始決定すると判断した場合、資産の保有・収入状況等によっては、後日生活保護法第63条に規定する費用返還等を行う可能性もあるため、電話等により当該制度について十分に説明されたい（特に医療扶助の返還に際しては、生活保護を適用した場合には、医療費の全額（10割）が返還対象となることなど）。

2 一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について（厚生労働省協議）

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととされている。

このことについて、同基準を超えて住宅扶助を計上する必要がある場合は、厚生労働省保護課への協議が必要となるが、この協議の方法については、現在厚生労働省と調整中であるので、協議を行う項目や頻度（まとめて行うなど）については、追って連絡を行う。また、同基準を超えて住宅扶助基準の計上を要する場合であっても、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル等を利用されたい。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部

保護課保護担当

今関・守屋

電話：03-5320-4064

事 務 連 絡
令和2年4月28日

各区市福祉事務所 }
西多摩福祉事務所 } 生活保護担当課 御中
各支庁 }

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料に係る
住宅扶助基準の厚生労働省協議の方法について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）の3「なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛てに協議すること。」に基づき行う協議（以下「本件協議」という。）の方法について、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月8日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）の2において、追って連絡するとお伝えしていたところですが、厚生労働省社会・援護局保護課と協議の方法について調整ができましたので、本件協議を行う際は、下記のとおりのお取り扱いをお願いします。

記

1 協議の対象者

緊急事態宣言期間中に生活保護を申請した失業等により居所のない者（東京都において確保した緊急一時宿泊場所の利用者を含む。）で、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める範囲内では個室の無料低額宿泊所や簡易宿所等の宿泊施設の確保が困難と実施機関が判断した者

2 上限額について

本件協議において、住宅扶助の上限額は示されていませんが、都においては、都内簡易宿所の宿泊料の相場等を参考に、上限4,000円（月額12万円）程度までを一応の上限の目安として設定します。

なお、住宅扶助特別基準限度額（月額69,800円以内）の範囲内までであれば、本件協議を経ずに、実施機関の判断において住宅扶助として宿泊料相当額の支給を認めて差し支えありません。

3 協議の方法

(1) 別添様式「●●福祉事務所_住宅扶助協議.xlsx」事前協議欄に記入の上、ファイル名に福祉事務所名を入力して下記のメールアドレスに送付願います。

送付先メールアドレス：S0000226@section.metro.tokyo.jp

なお、福祉事務所（課や事務所）が複数ある区市は、それぞれの課や事務所からの直接の提出で差し支えありません。

(2) 協議は随時受け付けます。また、協議の結果も厚生労働省から連絡があり次第連絡します。

※事前の協議を原則としますが、緊急時等は事後の協議となっても構いません。

可能な限り、速やかな連絡をお願いいたします。

(3) その後、上記様式の事後協議欄に利用者情報の報告並びに事前協議の上限額を超える場合はその額及び上限額を超えることとなった理由を記入の上、上記のメールアドレス宛てに提出してください。

提出は、概ね令和2年6月中にお願いします。

例)

№	利用理由	利用宿泊場所名	所在地	利用期間(最大)	標準(利用予定数)(※1)	宿泊料(※2)	宿泊料(上限額)
1	緊急事態宣言による帰郷困難 新型コロナウイルス感染拡大に伴う欠席	ホテルA	新宿区〇〇〇	30日	20	3,000~4,000	120,000

事前協議を行ったホテルAの利用に関し30日の上限額 120,000円

[Aさん：4月27日から5月26日まで利用。一泊3,000円]

・4月分一時的な住居に係る住宅扶助・・・3,000円×4日=12,000円

・5月分一時的な住居に係る住宅扶助・・・3,000円×26日=78,000円

合計 90,000円(上限内)

4 適用可能期間について

厚生労働省との協議の結果、本件協議の適用可能期間は、アパート等の住居を確保するまでの必要最小限度の期間とし、最大でも30日間とします。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

電話 03-5320-4064

令和2年5月26日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言については、令和2年5月25日をもって、全都道府県において解除となりました。

緊急事態宣言に係る対応については、別添1「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）、別添2「緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点について」（令和2年5月8日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「5月8日付事務連絡」という。）によりお示ししていたところです。緊急事態宣言解除後においても、引き続き感染防止の取組が必要であり、直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられることから、改めて、現下の状況における生活保護業務等の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。なお、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

1 適切な保護の実施等について

(1) 面接時の適切な対応の徹底について

面接時の適切な対応については、別添3「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長・同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。以下「3月10日付事務連絡」という。）の3の（1）、5月8日付事務連絡の1、2及び3においてお示ししている。改めてこれらをご参照の上、保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、適切な取扱いを徹底されたい。

（2）速やかな保護決定について

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があり、こうした場合の速やかな保護決定について、3月10日付事務連絡の3の（2）においてお示ししている。改めてご参照の上、可能な限り速やかな保護決定に努められたい。

（3）現下の状況における面接相談及び訪問調査活動に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請相談、訪問調査活動及び窓口における面接時の対応については、4月7日付事務連絡の1においてお示ししている。

これらについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。なお、訪問調査活動及び窓口における面接を実施する場合であっても、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

2 現下の状況における保護の弾力的な運用について

（1）保護の要否判定等における留意事項について

現下の状況における保護の要否判定等における留意事項については、4月7日付事務連絡の2においてお示ししているところであるが、緊急事態宣言解除後においても、それぞれの地域において直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられ、就労の場の確保や収入が元に戻るまでには、今後一定の期間を要することが想定される。このため、緊急事態宣言解除後も引き続きこれらと同様の考え方のもと実施いただきたい。

（2）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、3月10日付事務連絡の3の（3）、4月7日付事務連絡の3においてお示ししている。緊急事態宣言解除後においても、引き続きこれらに基づき実施いただきたい。

なお、一時的に民間宿泊施設等を利用している場合には、より適切かつ安定的な住居、

施設への転居に向けた支援を併せて実施いただきたい。

3 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

現下の状況における医療扶助における医療券方式の取扱いについては、4月7日付事務連絡の4においてお示ししている。これについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。

4 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、3月10日付事務連絡の2、4月7日付事務連絡の5においてお示ししているところであり、引き続きこれらに基づき緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1、2、4 保護係（内線2826）

3 医療係（内線2829）

事務連絡
令和 2 年 4 月 7 日

都道府県

各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置され、同年 4 月 7 日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活保護業務の取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱っていただいても差し支えありません。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いします。

記

1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について

(1) 申請相談について

生活保護の申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。また、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限とするようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和 2 年 3 月 10 日厚生労働省社会・援護局保護課 地

域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)の「3 適切な保護の実施」にあるとおり、面接時の適切な対応(保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと等)、速やかな保護決定等については、引き続き特に留意されたい。

(2) 訪問調査活動について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という)第12の1の(2)における訪問計画に基づく訪問については、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされた。なお、予定されていた訪問を延期する場合、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認されたい。

局長通知第12の1の(1)における申請時等の訪問及び局長通知第12の1の(3)における臨時訪問等やむを得ず訪問を実施する必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における留意点について」(令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を参考に、十分に注意を払った上で行われたい。なお、訪問の際の調査の内容は実地に確認等が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、訪問時間が長時間にならないように工夫されたい。

(3) 面接について

生活保護受給者に福祉事務所への来所を求めて面接することは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、やむを得ず面接を実施する場合には、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(4) 訪問・面接等における感染拡大防止のための取組について

訪問調査活動、面接等の機会において、地域における要請の状況等を踏まえ、被保護者に対して感染拡大の防止のための行動を促すよう努めていただきたい。

また、受給相談、面接等の待機場所についても、感染拡大の防止に配慮した対応を行っていただきたい。

2 保護の要否判定等における留意事項について

(1) 稼働能力の活用について

局長通知第4において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保することができることとする。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の取扱いについて

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間経過後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意すること。

- ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の間9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて解して差し支えない。
- ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、事務連絡の3-(3)に基づき、引き続き適切に行われたい。

なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛て協議すること。

4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応いただいているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することとして差し支えない。具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、要否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応が考えられる。

この他、令和2年3月4日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」にて示した、医療券の提出ができない場合の対応についても引き続き同様の取扱いとする。

こうした医療扶助に係る取扱いについて、従来の取扱いからの変更となる場合には、管内医療機関に周知されたい。

また、医療券の発行に当たっては、令和2年2月17日付けで発出した「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」別添の内容を踏まえ、必要に応じて帰国者・接触者相談センターへの相談を促すなどの対応をいただきたい。

5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、事務連絡の2において依頼しているところであるが、自立相談支援機関において生活保護が必要と判断される者を福祉事務所につなぐ場合や、福祉事務所において生活困窮の端緒を把握して自立相談支援機関につなぐ場合については、本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう、引き続き緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先) 厚生労働省社会・援護局保護課
電話：03-5253-1111

1～3, 5 保護係 (内線2826)
4 医療係 (内線2829)

事務連絡

令和2年5月8日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 民生主管部局 御中
〔中核市〕

厚生労働省社会・援護局保護課

緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第3号）第32条第1項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言について、令和2年5月31日まで延長されることとなりました。

緊急事態宣言に係る対応については、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。別添1）等によりお示ししているところです。引き続き、これらに基づき適切なご対応をいただきますようお願いいたします。また、今後、生活に困窮する者が更に増える可能性があることを踏まえ、改めて留意点を下記のとおりお示しますので、取扱いを再度徹底いただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれては管内の福祉事務所に周知するとともに、不適切な対応を把握した場合には指導いただきますようお願いいたします。

1 適切な保護の実施の徹底について

適切な保護の実施については、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。別添2）においてお示ししているところであり、改めて取扱いを徹底されたい。

また、これまで各全国会議の機会に周知してきており、

- ・ 保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていること

- ・ 申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたいこと
 - ・ そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底されたいこと
- について、改めて徹底されたい。

2 現在地保護の徹底について

「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成 21 年 3 月 18 日付社援保発第 0318001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（別添 3。以下「留意事項通知 1」という。）の 1（4）においてお示ししているとおり、生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所に保護を決定し、実施するものと定めているところである。このため、保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行う必要があることを踏まえ、適切な対応をお願いします。

なお、今般の事態に当たり、自治体の所有する施設等に一時的に避難している者が保護申請を行うような特殊な場合については、必要に応じ、当該施設等に移る前の居所を管轄する実施機関に保護申請を行うこととするなど、施設を管理する都道府県等において対応方針を整理し、管内福祉事務所と連携して対応をお願いします。

3 実施機関が異なる申請者の対応について

「失業等により生活に困窮される方々への支援の留意事項について」（平成 21 年 12 月 25 日付社援保発 1225 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（別添 4。以下「留意事項通知 2」という。）の 5 においてお示ししているとおり、面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、相談者が保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所から相談者の実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すべきであるので、適切な対応をお願いします。

4 人員体制の強化について

福祉事務所の人員の確保については、面接相談員等の体制整備に要する経費について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金において国庫補助を行うことが可能であり、必要に応じて活用を検討されたい。

5 その他

上記のほか、失業等により困窮する者への対応の留意点については、留意事項通知1及び2においてまとめているところであり、改めて参照の上取扱いを徹底されたい。

事務連絡

令和2年3月10日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度
における留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮する方の支援については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」(令和2年3月3日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)が発出されているところです。当該事務連絡においては、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点から、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めることとしており、特に住まいに困窮する方への支援については重要です。

また、生活保護制度においては、必要な方には確実に保護を実施するという制度の基本的な考え方があることから、自立相談支援機関と福祉事務所の連携及び適切な保護の実施が重要です。

このため、今般、下記のとおり、特に支援に当たって徹底していただきたい事項をとりまとめたので、各自治体におかれては、生活困窮者自立支援制度主管部局等と連携のうえ、適切な保護の実施をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

宝夫勲章及びひびき (2)

合衆 > 又は寄費振交のぬすの銀朱今費食の記 > ひびき金針画、な衣るす窮困に志主
ひびきるすこどもひびきのこるみち勤労は原材 > 欠奉の寄費食のひびき勤申、おこ

1 住まいに困窮する方への支援について

住まいに不安を抱える方からの相談に対しては、庁内部局や関係機関と連携し、自立相談支援機関等において幅広く受け止めていただき、必要な方には生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を活用して各自治体の実施している生活困窮者・ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設における一定期間の宿泊場所や衣食の提供を進めていただきたい。また、令和元年度に施行された地域居住支援事業も活用して、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努められたい。また、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある者に対する住居確保給付金については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の活用について」（令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところであり、その活用を進めていただきたい。

各自治体におかれては、こうした制度を活用すること等により、住まいに困窮する方への支援を積極的に進められたい。

2 自立相談支援機関と福祉事務所の連携

自立相談支援機関においては、生活保護が必要と判断される者は確実に福祉事務所につなぐことが必要であるとともに、福祉事務所の窓口において生活に困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う必要があることから、自立相談支援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携するよう改めて留意すること。

3 適切な保護の実施

(1) 面接時の適切な対応

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

(2) 速やかな保護決定

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。

ある。そのため、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

なお、住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するためにアセスメントを十分に行われたい。

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、必要に応じて住居に関する情報を提供できるよう努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が一定の期間必要である。このため、ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設等の必要な施設に繋げられるよう、関係部局と連携を図られたい。

（3）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。

4 その他

保護の実施にあたっては、下記の通知も参照としつつ、適切に対応されたい。

（1）「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」

（平成27年3月27日 社援保発0327第1号・社援地発0327第1号）

（2）職や住まいを失った方々への支援の徹底について

（平成21年3月18日 社援保発第0318001号）

（3）「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善

（平成21年10月30日 社援保発1030第4号）

（4）失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

（平成21年12月25日 社援保発1225第1号）